



地域 再生 制度



はじめに

平成26年の「まち・ひと・しごと創生法」の制定以降、国においては「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が閣議決定されるとともに、ほぼ全ての地方公共団体において「地方版総合戦略」が策定されており、国・地方における地方創生の取組が本格的に進められているところです。

「地域再生制度」は平成17年から開始されましたが、平成19年以降9度の法改正を行い、地方創生の推進のための有用なツールとして、その役割は大きくなっています。

「地方創生」と一口に言っても、「しごとの創出」、「人の流れの創出」、「結婚・出産・育児の希望の実現」、「時代にあった地域づくり」とその目標は多岐にわたります。地域再生制度はそれらを実現する具体的な取組を支援するためのメニューを取り揃えています。

本パンフレットは、地域再生制度を用いてどのように地域における地方創生の取組を推進できるのかをご案内するものです。地域における課題の解決に資するよう、課題ごとに代表的な支援措置を並べる形で構成されています。地域の課題解決のためにどのような支援メニューを活用できるのかといった観点から今後の参考としていただければと思います。

令和8年8月

内閣府地方創生推進事務局

目次

I 地域再生制度とは

1	地域再生制度とは	P. 1
2	地域再生制度の主な支援措置早見表	P. 3

II 各種支援措置について

1	地方公共団体の行う地域独自の幅広い取組を支援	
①	地域未来交付金（地域未来推進型）	P. 5
②	企業版ふるさと納税	P. 7
2	農山漁村・中山間地域の取組を支援	
①	「小さな拠点」の形成支援	P. 8
②	「農地付き空き家」等を活用した農村地域等への移住の促進	P.10
3	地域経済の活性化に資する企業向け支援	
①	地方で本社機能を有する拠点の強化を行う事業者に対する特例	P.11
②	利子補給制度（金融支援）	P.12
4	地域の賑わいを創出する民間と連携した取組への支援	
①	地域再生エリアマネジメント負担金制度	P.13
②	P F I 推進機構による公的不動産活用コンサルティング支援	P.13
③	商店街活性化促進事業計画に基づく措置	P.14
5	地方公共団体等の行う多世代型のまちの形成を支援	
①	地域住宅団地再生事業に基づく特例等	P.15
②	生涯活躍のまち形成事業計画に基づく特例	P.17
6	その他の支援	
	補助対象施設の有効活用	P.18

III 地域再生を後押しする仕組み

1	地域再生協議会	P.19
2	新たな措置の提案	P.19
3	地域再生推進法人	P.20
4	職員の派遣	P.20

IV 参考資料

地域再生計画と連動する施策一覧	P.21
-----------------	------

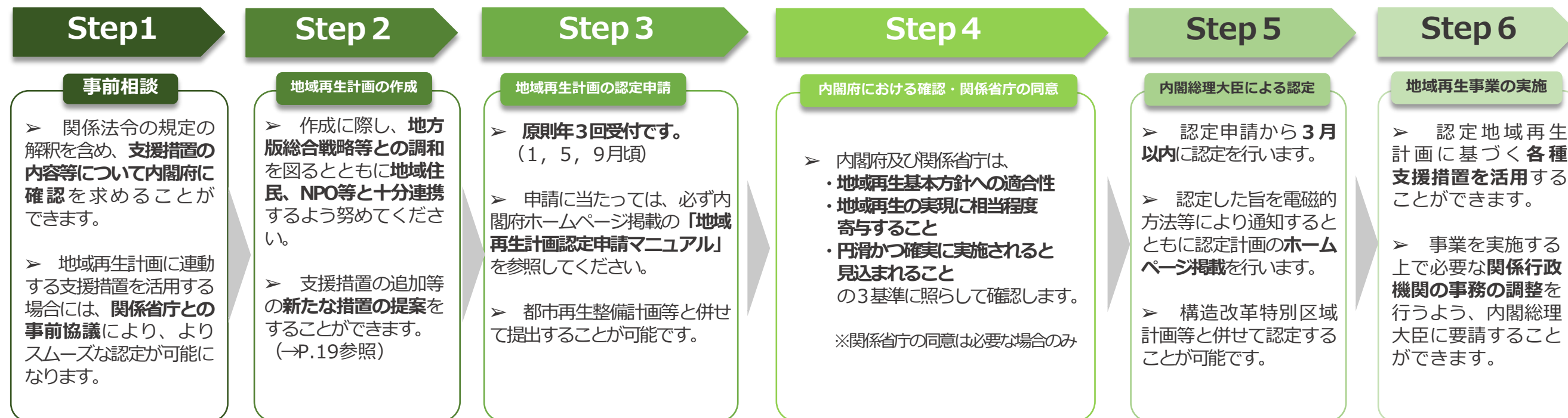
1 地域再生制度とは



地域再生制度の概要

- 地域再生制度は、地域再生法（平成17年法律第24号）に基づき、地方公共団体が「**地域再生計画**」を作成し、**内閣総理大臣の認定**を受けることで、同法に定める補助金等、税制措置、規制緩和等の**様々な支援メニュー**を活用できる制度です。
- **魅力ある就業の機会を創出するとともに、地域の特性に応じた経済基盤の強化及び快適で魅力ある生活環境の整備を総合的かつ効果的に行う**目的で、地方公共団体が実施する**自主的・自律的な地域の活力の再生に関する取組**を総合的に支援できるよう、平成17年に創設されました。

地域再生計画の認定プロセス



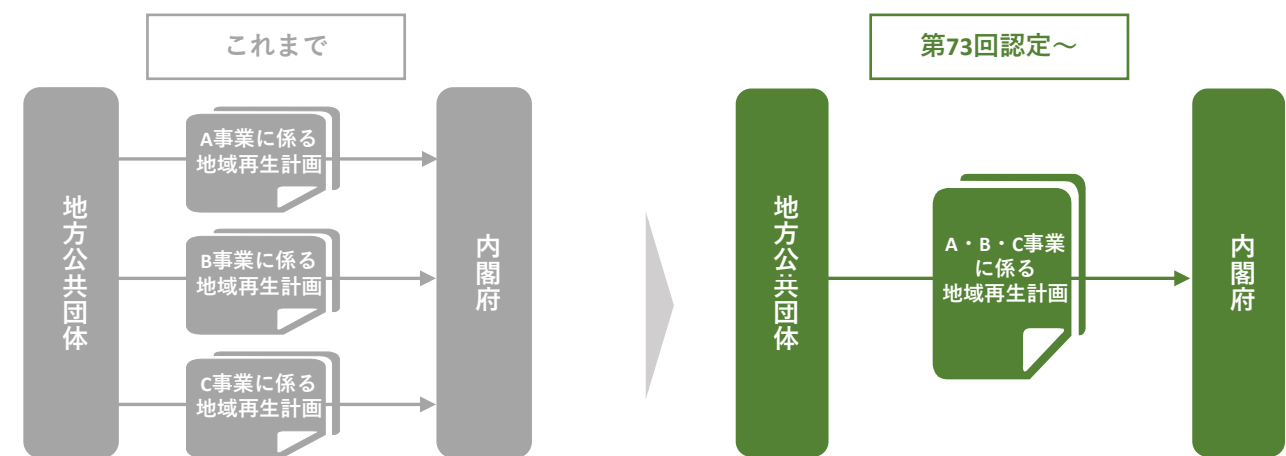
※地域再生計画作成や事業実施にあたっては職員の派遣も活用可能です（→p.20参照）



トピック

～交付金に係る地域再生計画の包括認定等について～

第73回地域再生計画認定（令和6年度）から地域未来交付金を活用する事業に係る地域再生計画と実施計画の様式をそれぞれ別に作成することとなりました。これに伴い、地域未来交付金を活用する事業に係る地域再生計画については、**原則1地方公共団体につき1計画の作成**で足りることとなりました。その他、地方版総合戦略に関する記載等の簡素化を図っています。なお、**交付金以外の支援措置についても、複数の事業を1計画として提出することも可能な場合があります。**



※A～C事業はいずれも地域未来交付金を活用する事業

※A～C事業はいずれも地域未来交付金を活用する事業

2 主な支援措置早見表

● 財政支援 ● 税制 ● 特例措置等 ● 伴走支援 ● 金融支援

 インフラ・施設整備  地域公共 交通・自家用運送等  移住促進  資金調達・財源確保支援
 介護・子育て支援  空き家・施設・土地等の活用  付加価値向上 ※ 補助金等の採択上の配慮を含む
 ソフト事業全般  企業誘致・地方移転  その他の支援

支援措置名（支援方法）	具体的な支援内容	支援対象				該当 ページ
		 自治体	 民間企業	 金融機関	 地域の団体等	
幅広い取組に活用可能						
地域未来交付金（地域未来推進型）●	地場産業の付加価値向上など、地方公共団体の地域独自の取組を幅広く支援	 				P. 5
企業版ふるさと納税 ●	自治体の地方創生の取組に対する企業の寄附について、法人関係税を税制控除	¥	¥			P. 7
農山漁村・中山間地域の取組を支援						
「小さな拠点」の形成支援 ●●●	小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対し、個人出資者が所得税の控除を受けられる制度	¥				P. 8
「農地付き空き家」等を活用した農村地域等への移住の促進 ●	「農地付き空き家」等を活用した、農村地域等への移住を促進するため、都市計画法当による処分に係る特例を措置	 				P.10
民間企業の地方創生の取組を支援						
地方で本社機能を有する拠点の強化を行う事業者に対する特例 ●	地方において本社機能を有する事務所等を整備する企業に税制控除等を措置					P.11
利子補給制度（金融支援）●	金融機関の融資の利子負担（初期投資）の軽減により、地方創生に資する民間投資を支援	[利子補給制度活用（民間投資支援）に係る地域再生計画の策定]		¥	¥	P.12
地域の賑わいを創出する官民連携の取組を支援						
地域再生エリアマネジメント負担金制度 ●	民間主体の地域活性化等の取組に係る費用を受益者から徴収し、取組の主体に交付				¥	P.13
P F I 推進機構による公的不動産活用 のコンサルティング支援 ●	低未利用公共施設等を有効活用するため、PFI推進機構へのコンサルティング支援を依頼できる					P.13
商店街活性化促進事業計画に基づく措置 ●	商店街の活性化等のため、組合の設立要件緩和、信用保険の特例、空き店舗等の利活用促進などの支援が受けられる		¥		¥	P.14
多世代型のまちの形成を支援						
地域住宅団地再生事業に基づく特例等 ●	住宅団地再生の取組を柔軟に実施するため、用途地域の制限等に係る各種特例を措置	   				P.15
生涯活躍のまち形成事業計画に基づく特例 ●	年齢や障害の有無を問わず、誰もが居場所と役割を持つ地域コミュニティを作るため、職業安定法、老人福祉法等に関する特例を措置	  				P.17
その他						
補助対象施設の有効活用 ●	補助金等を活用して取得した財産の処分の手続きの簡素化に係る特例を措置					P.18

※この他、地域再生を後押しする取組や各府省庁が提供する地域再生計画に連動する施策（P.21以降参照）等も含め、**地域再生に係る施策を必要に応じて組み合わせて活用することで、地域の活力の再生を目指します。**

※上記の支援内容以外にも対象となる場合がございます。詳細につきましては、本編記載の各担当者までご連絡ください。

1 地方公共団体の行う地域独自の幅広い取組を支援

地域未来交付金（地域未来推進型）

地域未来交付金（地域未来推進型）は、地方の大きな伸び代と地域特性を最大限に活かし、地場産業の付加価値向上等を通じて、地方の暮らしの安定を実現し、「強い経済」を構築するため、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく地域独自の取組を、計画から実施まで後押しするものです。

キーワード

- ・目指す将来像及び課題の設定
- ・KPI設定の適切性
- ・自立性
- ・地域の多様な主体の参画

支援内容・メリット

ソフト事業

拠点整備事業

インフラ整備事業

◎対象となるインフラ整備事業

- | | |
|---------------|-------------------------------|
| ① 治水事業 | ⑫ 廃棄物処理施設整備事業 |
| ② 治山事業 | ⑬ 工業用水道事業 |
| ③ 海岸事業 | ⑭ 国営公園等事業
(都市公園事業) |
| ④ 道路整備事業 | ⑮ 自然公園等事業 |
| ⑤ 港湾整備事業 | ⑯ 農業農村整備事業 |
| ⑥ 空港整備事業 | ⑰ 森林整備事業 |
| ⑦ 都市・幹線鉄道整備事業 | ⑱ 水産基盤整備事業 |
| ⑧ 住宅対策事業 | ⑲ 農山漁村地域整備交付金 |
| ⑨ 都市環境整備事業 | ⑳ 推進費等
(社会資本整備円滑化地籍整備事業補助) |
| ⑩ 下水道事業 | |
| ⑪ 水道施設整備事業 | |

○拠点整備事業
・地域未来戦略の推進に向けて効果の発現を期待できる、建築基準法の「建築物」及び「建築物以外の施設（設備整備・用地造成等）」

○ソフト事業
・事業推進主体組成
・外部人材招聘
・広報・PR、プロモーション（販促イベント、展示会等）等



※インフラ整備事業はソフト事業、拠点整備事業との組み合わせが必要だが、ソフト事業、拠点整備事業は単独でも可

※交付率は各事業分野の交付要綱を参照のこと

活用事例



スタートアップ支援拠点の整備

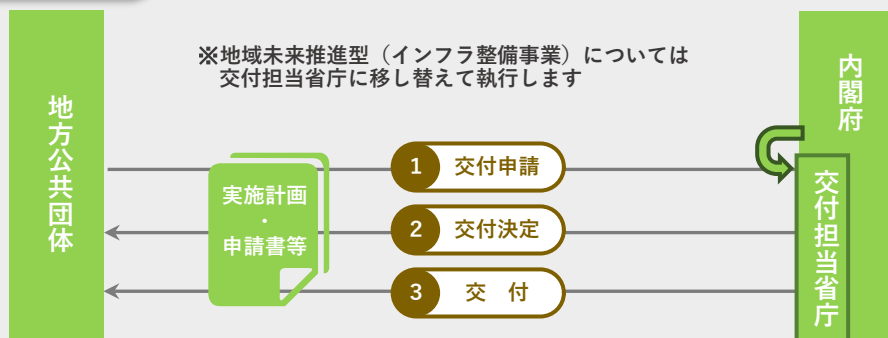


地場産品の販売促進



温泉施設等観光拠点の整備

事業スキーム・フロー



※ 地方版総合戦略に記載された事業を盛り込んだ地域再生計画の認定を受けることが必要

詳細はこちら

<<https://www.chisou.go.jp/sousei/about/chiikimiraikoufukin/suishin/index.html>>



＜移住・起業＞東京一極集中の是正に向け、地方へのU I Jターンによる起業・就業者等の創出を通じ、中小企業・農林水産業等の担い手確保等を支援する地方公共団体の取組を地域未来交付金で支援します。

＜新規就業＞都道府県が官民連携プラットフォームを構築した上で実施する、若者・女性・高齢者等を対象とした、新規就業やデジタル技術の活用促進を支援する取組を地域未来交付金で支援します。

支援内容・メリット

移住支援金

地域企業への就業や社会的起業、農林水産業等の地域の担い手となる移住者等を支援（世帯：最大100万円※、単身：最大60万円）
※18歳未満の子どもを帯同して移住する場合、子ども一人当たり最大100万円を加算

地方就職支援金

大学卒業後、地方に就職・移住する学生を支援（就職活動等に要した交通費の最大1/2及び移転費）

起業支援金

地域の課題に取り組む「社会性」「事業性」「必要性」「デジタル技術の活用」の観点をもった起業（社会的起業）を支援（最大200万円）

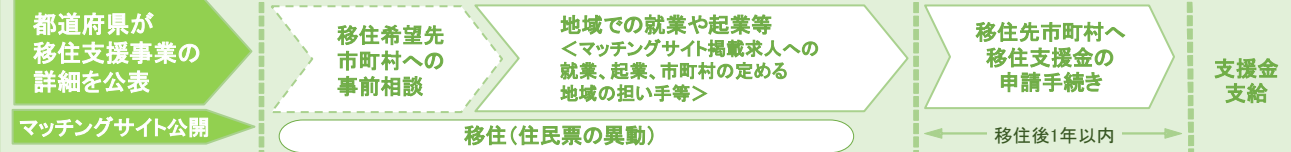
新規就業事業

若者・女性・高齢者等を対象とした新規就業等を支援する都道府県の取組を支援

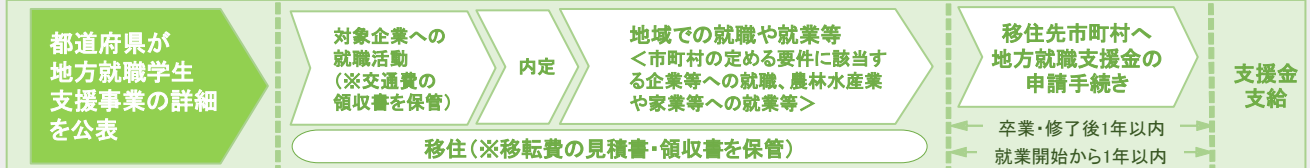
これらの支援金は、地域未来交付金の交付を受けた地方公共団体が主体となって支給するものですので、開始時期、支給額等の制度の詳細は地方公共団体により異なります。

事業スキーム・フロー

移住支援金交付までの流れ



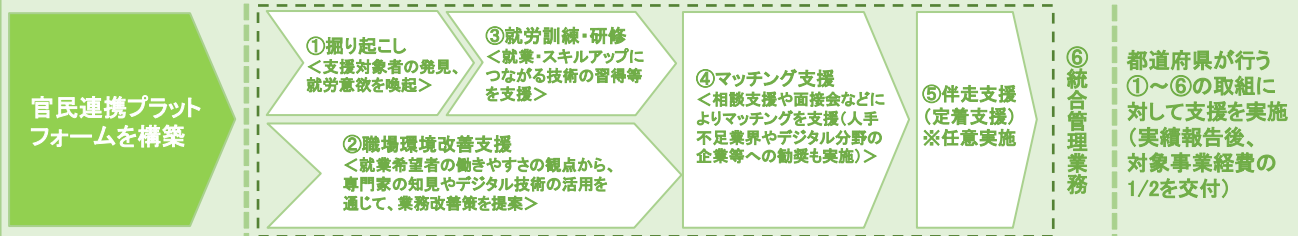
地方就職支援金交付までの流れ



起業支援金交付までの流れ



多世代型新規就業等支援事業の流れ



- ・「奨学金」を活用した大学生等の地方定着の促進（内閣官房）【移住】
詳細はこちら
＜<https://www.chisou.go.jp/sousei/about/shougakukin/index.html>>
- ・社会課題解決の担い手応援ポータルサイト（内閣府）【起業】
詳細はこちら ＜<https://chiikisyousya-network.go.jp>>

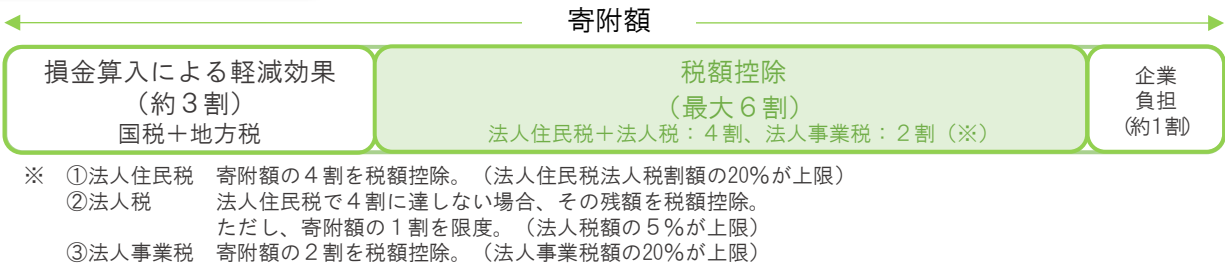


企業版ふるさと納税

国が認定した地域再生計画に位置付けられる地方公共団体の地方創生プロジェクト（まち・ひと・しごと創生寄附活用事業）に対する寄附を行った法人について、寄附額の最大6割に相当する額の税額控除の特例措置が適用され、寄附に係る損金算入措置による軽減効果（約3割）と合わせて、最大で寄附額の約9割に相当する税が軽減されます。

また、専門的知識を有する企業の人材の地方公共団体等への派遣を促す「人材派遣型」によって、地方創生の更なる充実・強化を図っています。

支援内容・メリット



活用事例

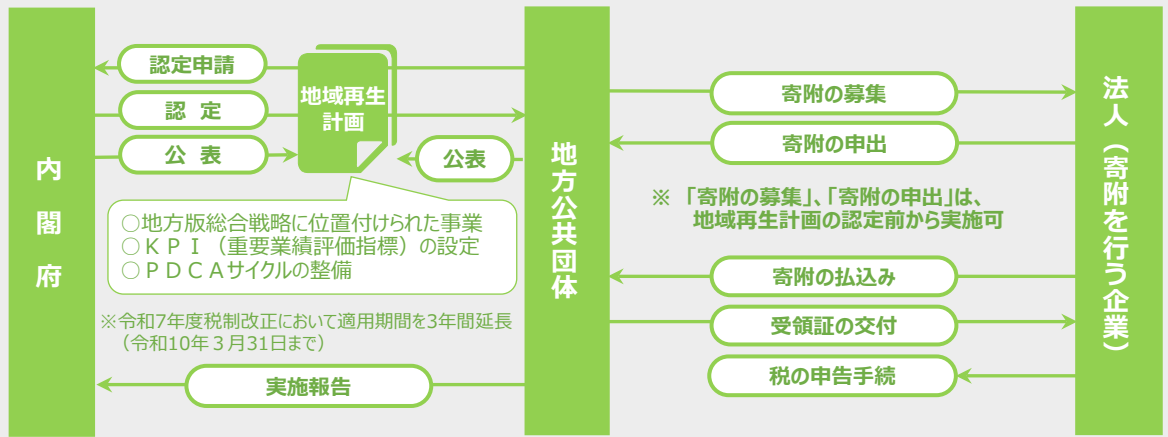


援農ボランティアツアーの実施
(青森県弘前市)



ロケット発射場や滑走路の整備など
航空宇宙産業の推進
(北海道大樹町)

事業スキーム・フロー



・地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）（厚生労働省）（→P.21参照）

<制度詳細>

内閣府地方創生推進事務局 企業版ふるさと納税ポータルサイト
(https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/kigyuu_furusato.html)



関連する
他の支援措置
・施策

2 農山漁村・中山間地域の取組を支援

「小さな拠点」の形成支援

中山間地域等の集落生活圏（複数の集落を含む生活圏）において、安心して暮らしていく上で必要な生活サービスを受け続けられる環境を維持していくために、地域住民が、地方公共団体や事業者、各種団体と協力・役割分担をしながら、各種生活支援機能を集約・確保したり、地域の資源を活用し、しごと・収入を確保する取組を「小さな拠点」づくりといいます。

キーワード

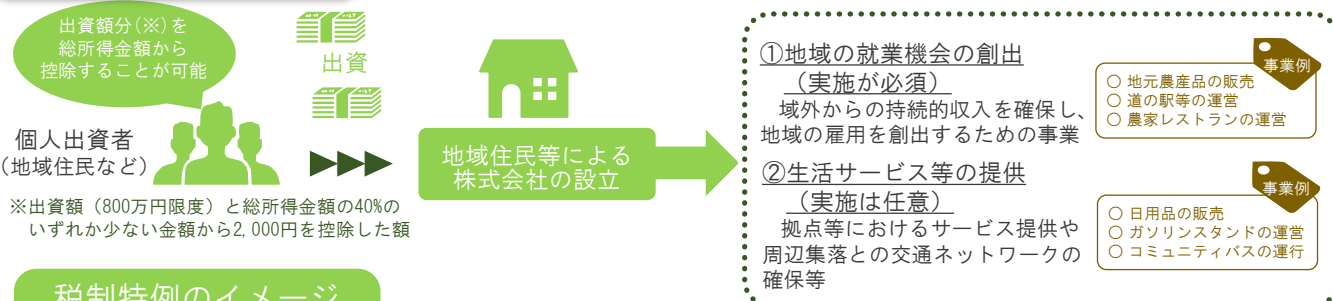
- ・ 小さな拠点
- ・ 中山間地域
- ・ 生活支援機能
- ・ 地域運営組織



「小さな拠点」の形成に資する事業を行う株式会社に対する投資促進税制（小さな拠点税制）

- 小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対し、個人が出資した場合、所得税の控除が受けられます。

支援内容・メリット



税制特例のイメージ

（※収入額の半分为課税所得、出資額-2,000円を所得控除と仮定）

＜ケース1＞収入300万円の個人が5万円出資
⇒ 所得税：約2,400円の減税

＜ケース2＞収入500万円の個人が10万円出資
⇒ 所得税：約1万円の減税

このほか、事業における各種優待や、将来株式会社が利益を得た際の株主配当などの権利も適宜設定可能です。

活用事例

長野県豊丘村

- 村や地域住民等が出資して「株式会社豊かな丘」を平成29年12月に設立。株式会社が運営する道の駅を核とした小さな拠点を形成し、新たな雇用を創出（約50人を雇用）するとともに、農業従事者の販路を拡大し、所得の向上を目指す。
- 平成30年3月、地域住民等から898万円（203名）の出資を募り、小さな拠点税制を活用（全国初）。
- 平成30年8月には、711万円（44名）の出資を募り、2回目の小さな拠点税制を活用。

株式会社豊かな丘 ◆ 設立：平成29年12月 ◆ 資本金：900万円（設立時は300万円）

主な事業

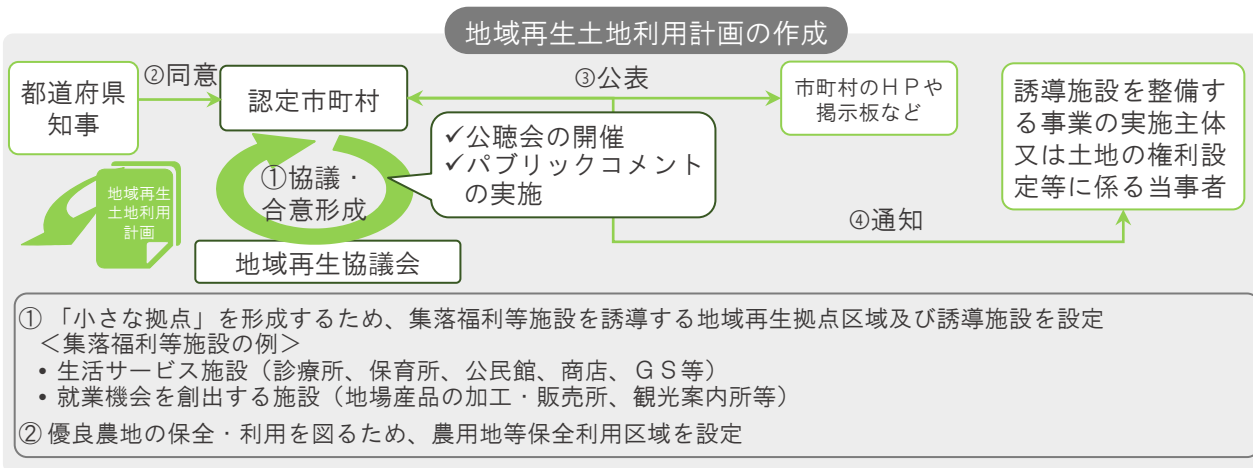
- ・ 道の駅の管理運営
- ・ 農畜産物等の地域特産物の販売
- ・ 道の駅に併設したスペースを地元スーパー等に賃貸 等



許認可等に係る特例

①地域再生土地利用計画の作成による特例措置

「小さな拠点」の形成と併せて農地の保全及び利用を図ることにより、持続可能な地域づくりを推進するため、地域再生計画の認定を受けた市町村（認定市町村）が地域再生土地利用計画を作成し、都道府県知事の同意を得ることで、農地法、農業振興地域の整備に関する法律（農振法）、都市計画法の特例を活用することができます。



特例措置

✓ 農地転用許可、農用地区域の変更、都市計画法の開発許可の特例が適用されます。

誘導施設の整備にあたって、
・農用地区域内農地について、一定の要件を満たす場合には除外要件を緩和
・第1種農地であっても第2種農地と同様の要件で転用が可能
・市街化調整区域内の開発行為について、開発許可の際の開発審査会の手続が省略

その他の措置

✓ 地域再生拠点の形成に関する届出・勧告・あっせん等により、集落福利等施設の立地誘導が可能になります。
✓ 農用地等の保全・利用を行うために必要な情報（栽培技術等）の提供、営農指導等を実施します。
✓ 自家用車を用いて地域住民を運送する際に少量の貨物も運送可能になります。

②地域農林水産業振興施設を整備する事業に係る農地転用等の許可等の特例措置

農林水産業の6次産業化に資する施設の整備が図られるよう、地域農林水産業振興施設を整備する事業を定めた地域再生計画について、内閣総理大臣の認定を受けた市町村が地域再生協議会での協議を経て地域農林水産業振興施設整備計画を作成し、都道府県知事の同意を得たときは、当該計画に基づく施設整備について、農地転用許可等の特例措置を講じます。

農地法・農振法の特例措置

・農用地区域内農地について、一定の要件を満たす場合には除外要件を緩和
・第1種農地であっても第2種農地と同様の要件で転用が可能

関連する他の支援措置・施策

地域未来交付金については、認定を受けた地域再生計画の事業に対し交付することになります。そのほか、小さな拠点の形成のための取組に係る各省補助事業を活用する場合、地域再生計画の認定を受けることで、採択上の配慮が受けられる事業があります。

- ・地域未来交付金（内閣府）→P.5、P.21参照
- ・過疎地域持続的発展支援交付金（総務省）→P.21参照
- ・農山漁村振興交付金（農林水産省）→P.21参照



「農地付き空き家」等を活用した農村地域等への移住の促進

空き家と農地をセットにした「農地付き空き家」等の情報提供・取得の円滑化により、農村地域等への移住を促進するため、地域再生計画の認定を受けた市町村（認定市町村）が、都道府県知事を含む協議会での協議を経て既存住宅活用農村地域等移住促進事業計画を作成することで、都市計画法等による処分についての配慮を受けることができます。

キーワード

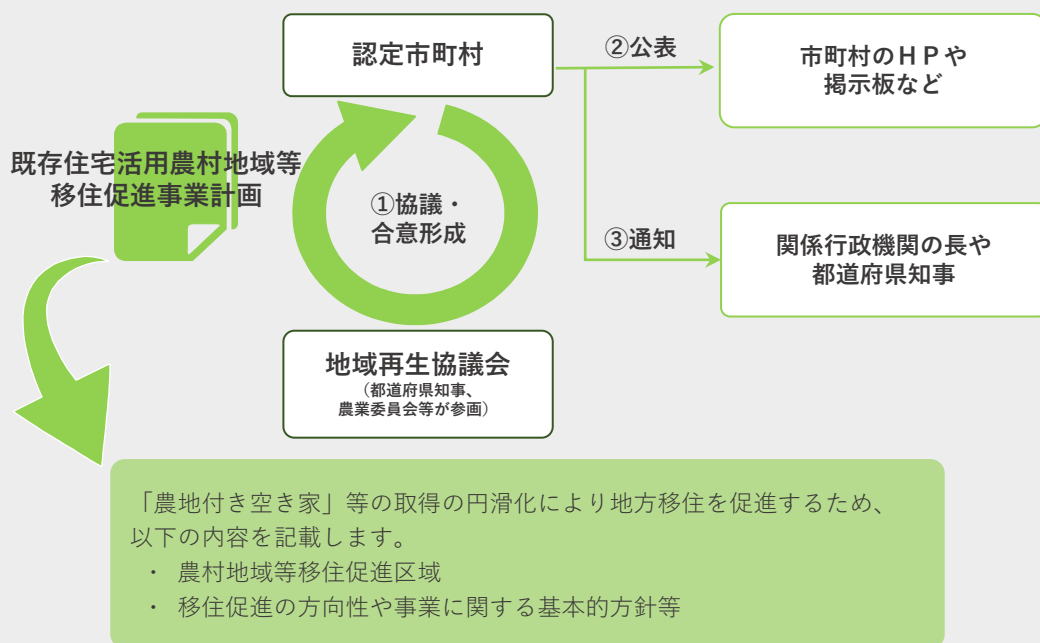
- ・農地付き空き家
- ・空き家バンク

支援内容・メリット

市街化調整区域内で厳格に運用されている空き家の取得等に係る都市計画法の許可について、既存集落の維持等の観点から都道府県知事が配慮することにより、移住者による空き家の取得が円滑化されます。

事業スキーム・フロー

既存住宅活用農村地域等移住促進事業計画の作成



※ 既存住宅活用農村地域等移住促進事業に関する事項を記載した地域再生計画の認定を受けることが必要

関連する
他の支援措置
・ 施策

- ・ 既存住宅活用農村地域等移住促進事業計画に基づく特例
(内閣府、農林水産省、国土交通省) →P.21参照



3 地域経済の活性化に資する企業向け支援

地方で本社機能を有する拠点の強化を行う事業者に対する特例

本社機能を有する拠点の地方移転や地方において拡充を行う事業者に対して、課税の特例等の措置を講ずるものです。適用に当たっては、都道府県から、事前に整備計画の認定を受ける必要があります。

キーワード

- ・ 地方拠点強化税制
- ・ 民間企業等
- ・ 企業誘致
- ・ 地方移転

支援内容・メリット

○移転型事業

東京23区から地方*に本社機能を有している業務施設を移転
(*東京圏は対象外)



○拡充型事業

地方*の本社機能を有している業務施設を拡充(*東京圏、近畿・中部圏中心部は対象外)



特例措置

特例措置の内容

I オフィス減税

特定業務施設の新築、増築、購入（新築）、購入（中古）に関する課税の特例

II 債務保証

中小企業基盤整備機構による債務保証

III 地方税の減免措置

課税免除（移転型のみ）又は不均一課税（※減税措置の有無は自治体毎に異なります）

IV 融資制度

日本政策金融公庫による長期かつ固定金利の融資

本社機能とは

事務所



研究所



研修所



オフィス減税	整備方法	税額控除	特別償却
移転型事業	新築、増築、購入（新築）	7%（8%）	25%
	購入（中古）※	4%	15%
拡充型事業	新築、増築、購入（新築）	4%（5%）	15%（20%）
	購入（中古）	2%	10%

※中古資産の購入及び当該購入に伴う改修を含みます。（括弧書きは上乗せ措置適用の場合）

活用事例

(株)サザンクロスシステムズ（宮崎県宮崎市）



- 事業拡大や地域のDXに貢献するため、創業者の地元の宮崎へ本社機能を東京から一部移転。ソフトウェア開発拠点、研究センター及び人材育成センターも併設。
- 大学等と連携して、地域のIT人材を育成。
- 空港近くに新オフィスを整備することで、オフィス自体がリクルート等の宣伝広告に。

事業スキーム・フロー

※都道府県が地域再生計画の認定を受けていることが必要



問合わせ先

内閣府地方創生推進事務局（経済産業省経済産業政策局地域経済産業政策課内）
TEL：03-3501-1697
【詳細はこちら】
<https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/sakusei.html>



利子補給制度（金融支援）

- 地方創生に資する民間事業を、金融面から支援します。
- 「地域再生支援利子補給金」（投資誘発／地域経済活性化／雇用創出を目的）により、利子負担（初期投資）の軽減を図るものです。
- ※「利子補給制度活用に係る地域再生計画」のある地域において活用可能。

＜参考＞関連する支援施策として、少子高齢化への対応など特定の政策課題の解決に資する民間事業に係る「特定地域再生支援利子補給金」もあります。

キーワード

- ・ 地方創生
- ・ 利子補給
- ・ 初期投資
- ・ 負担軽減

支援内容・メリット

地方創生に資する民間投資を支援するため、金融機関の融資の利子負担を軽減します。
【利子補給率：最大0.7% / 支給期間：5年間】

活用事例

主な活用の例（民間事業者／金融機関）

株式会社能作（富山県高岡市） 【社屋・工場移転 × 産業観光】

社屋・工場を移転整備【利子補給支援】
(H29.10～R4.10)

伝統の職人技術と錫の特徴を活かした製品開発 + 産業観光コンテンツの多面的な提供
➢ 年間13万人超が訪れる観光スポット化！

事業のポイント

- 錫(しん)を活かした製品開発によるファンづくり追求！
- 産業観光コンテンツを提供する施設等の併設！
- 錫の器で飲食を提供するカフェレストラン
- 曲がる「KAGO」などの並ぶFACTORY SHOP
- ファクトリーツアー（工場見学）
- 錫物づくりの魅力に触れられる体験工房
- アート・イノベーションや富山のお勤めムササビを備えた観光案内スペースで富山観光のハブに

（注）移転後の新築・増築工事費は、本制度の対象外です。

地方創生に資する計画（富山県高岡市）に寄与等

- 新たな雇用創出！
- 売上アップ！ ➢ 製造品出荷額等アップ！
- ブライダル事業（結婚10周年を祝う「錫婚式」）や魅力ある職場づくりなどにも波及！



利子補給支援について

【事業者様コメント】 利子補給支援にて経費を抑えることができ、より積極的に設備投資を進めることができました！
また、本制度を利用した設備投資という付加価値をつけることができました！
【指定金融機関・富山銀行様コメント】 手続きが簡単で、また、本制度をお客様に御提案することで他行様との差別化を図ることができました！

主な地域再生計画の例（地方公共団体）

地域金融機関等と連携し積極的に民間投資支援に取り組んでいる「地域再生計画」の事例 （地域再生支援利子補給制度の活用／長野県）

○ 県内全域で幅広い分野での民間投資を誘発しようとする地域再生計画（利子補給制度活用）を策定
➢ 多くの地域金融機関等が当該計画に賛同・連携！

○ 利子補給制度を活用した民間投資67件[※]が実現 ➢ 雇用創出や付加価値アップ／一定規模の投資案件もあり地域経済活性化に寄与！

○ 計画主体（長野県）において計画策定の効果等を検証！

地域再生計画の概要

設備投資促進による長野県経済活性化計画

- 県内全域にわたる産業振興の観点と、その分野で雇用の維持・拡大を図るため、県内の設備投資を促進し、付加価値の向上や企業立地の確保を支援することで、県内経済の再生を目指す。
- 企業活動の促進に加え、県内企業による製造拠点を、研究施設・流通拠点を支える設備を行う事業者に対し、利子負担を軽減しながら資金援助を支援。

事業に取組むこととした経緯

- リーディング企業により県内経済が大幅に減少、県内製造業はアジア諸国との厳しい競争に直面。
- 研究施設を含む生産設備への投資と産業振興を促進する支援のため、産業計画の策定である「長野県産業振興プラン」を策定する中で、地域再生支援利子補給金を活用する地域再生計画を策定。
- 伝統的製造業・特化した支援を模索していたが、指定金融機関からの意見を踏まえ、地域再生計画の目標に資する事業について幅広く支援できるように制度を設計。

支援内容のメリット・効果

- 融資以上の投資誘発効果 一定額以上の投資の呼び込みが促み、10億円超などの波及のある設備投資を誘発。平成24年度から令和7年12月までに、製造分野、運輸分野等で67件活用。
- 企業活動が雇用を創出 指定金融機関に対する設備投資のメトリックとしてアピールできるほか、企業の事業所や工場増設を誘発の一つとなり、その結果、県内雇用の維持・拡大に貢献。
- 金融機関と連携した制度運用 指定金融機関に対して、制度をわかりやすく周知することで、各金融機関からも事業者に対し活用を促進してもらうことができ、関係機関の連携強化や設備投資促進の支援体制が確立し、活用を促進。

事例から得られる事業推進のポイント

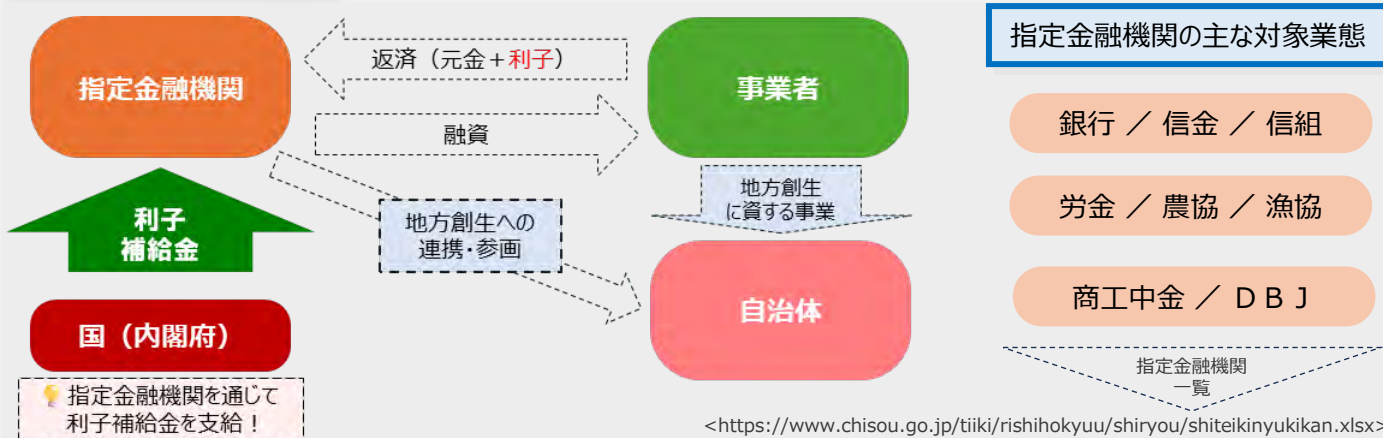
- 県内で幅広い分野で制度活用可能な計画として策定。
- 多くの指定金融機関の連携・協力を促し、効果的に、指定金融機関が活用。
- 総合計画や産業振興計画など、既に策定されている計画と整合性を保ちながら効果的に活用。
- 計画策定後は事務的なコストが比較的に少ない一方で、県内経済への影響は大きく、有効な支援策として機能。

※ 令和7年度地域再生計画の評価等に関する調査事例集 p.30より引用

<https://www.chisou.go.jp/tiiki/rishihokyuu/shiryuu/02-2_jirei01.pdf>

～令和7年度地域再生計画の評価等に関する調査事例集 p.30より引用～
<https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/kentoukai/pdf/r7_jireisyuu.pdf>

事業スキーム・フロー



関連する
他の支援措置
・ 施策

- ・ ふるさと融資の限度額拡大（総務省関係）→P.22参照
- ・ 交付金や補助金との併用も可能
（※当該交付金等の要綱に併用制約等のない場合）



詳細はこちら <<https://www.chisou.go.jp/tiiki/rishihokyuu/index.html>>

4 地域の賑わいを創出する民間と連携した取組への支援

地域再生エリアマネジメント負担金制度

地域再生エリアマネジメント負担金制度とは、こうした地域再生に資するエリアマネジメント活動（エリマネ活動）に要する費用を、その受益の限度内において活動区域内の受益者（事業者）から徴収し、エリアマネジメント団体（エリマネ団体）に交付する官民連携の制度です。

キーワード

- ・エリアマネジメント
- ・BID

支援内容・メリット

- エリマネ活動に係る受益者負担金制度の活用
⇒ エリマネ団体の財源を確保し、来訪者等の増加による事業者の事業機会の拡大や収益性を向上
- 都市公園の占用許可の特例（※事前の公園管理者の同意が必要）
⇒ 都市公園の占用許可手続を簡素化し、民間地域づくり活動を促進

活用事例

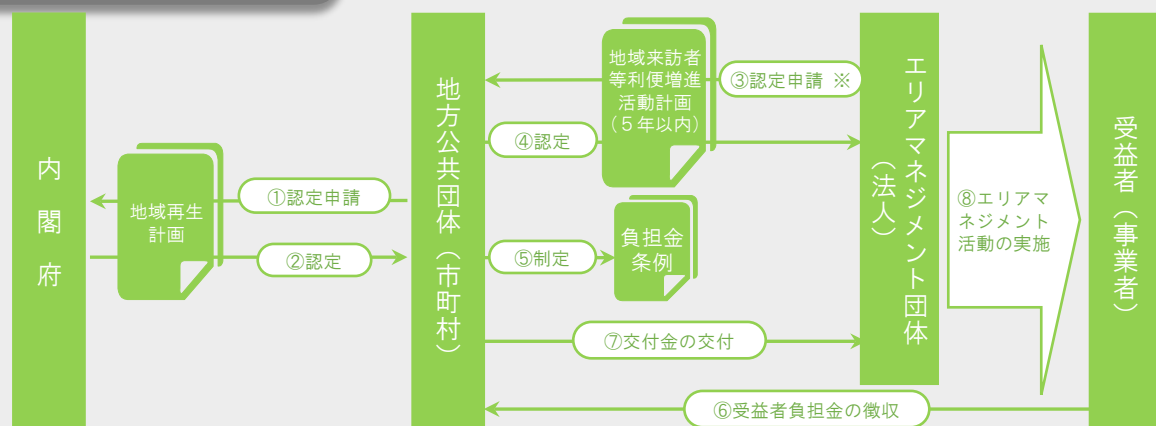
沖縄県北谷町

エリアマネジメント団体の財源確保を図り、オリジナリティ溢れる施設等の維持管理や来街者目線によるまちづくり、新たな公共空間の創出や利活用を推進する等、民間事業者が主体的にまちづくりや地域経営に取り組むことで、持続可能で魅力ある地域を実現する。



デポアイランド周辺地区

事業スキーム・フロー



※ エリマネ団体は、認定の申請に当たっては、受益者の3分の2以上の同意を得る必要があります。

関連する
他の支援措置・施策

- ・地域来訪者等利便増進活動計画に基づく特例（国土交通省）→P.22参照

詳細はこちら <<https://www.chisou.go.jp/sousei/about/areamanagement/index.html>>



PFI推進機構による公的不動産活用のコンサルティング支援

PFI推進機構（株式会社民間資金等活用事業推進機構）へ公的不動産の有効活用に関するコンサルティング支援（助言、専門家派遣）を依頼することができます。

キーワード

- ・PFI推進機構
- ・PPP/PFI特例

支援内容・メリット



コンサルティング支援
(助言、専門家派遣)



PFI推進機構
(株)民間資金等活用事業推進機構

- ①コンセッション事業
- ②収益型事業
- ③サービス購入型事業
- ④公的不動産有効活用事業

*新たに支援可能に

関連する
他の支援措置・施策

- ・株式会社民間資金等活用事業推進機構の業務の特例（内閣府）→P.22参照

商店街活性化促進事業計画に基づく措置

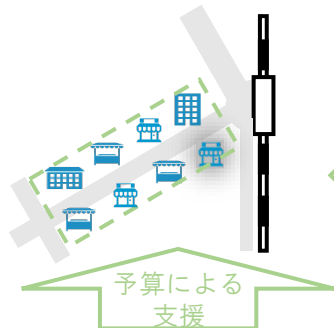
商店街活性化促進事業とは、地域住民の日常生活を支え、地域の経済・社会にとって重要な存在である商店街について、市町村が中心となって、地域一丸で商店街の活性化と地域経済の再生を目指す事業です。

キーワード

- ・ 商店街
- ・ 空き店舗

支援内容・メリット

商店街活性化促進区域



○関係省庁による支援

地域未来交付金をはじめとした、関係省庁の予算により支援します。

○商店街振興組合の設立要件の緩和

設立に必要な事業者数を「30人」から「20人」に緩和します。組合を設立して法人格を取得することにより、対外的な信用が増し、資金調達が容易になる等のメリットがあります。

○信用保険の特例（資金調達支援）

計画に適合する事業を行う中小企業者の資金調達に関し、信用保険の特例を措置し、円滑な借入れを支援します。

○空き店舗等の利活用の促進

市町村は、利活用されていない建築物又は土地の所有者等に対し、以下の手順で働きかけができるようになります。

- ① 相当の期間を定め、計画に即した利活用を要請
 - ② 期間が経過した後も①の内容を行っておらず、そのことに正当な理由がない場合は①の内容を措置することを勧告
- ※居住実態がないことが確認され、勧告された建築物については、固定資産税の住宅用地特例の対象外

活用事例

商店街活性化促進事業計画策定自治体：新潟県新潟市（古町商店街）2021年策定、公表

【計画期間：5年間（2021年度～2025年度）】

➤ 新潟市(古町地区商店街) の課題

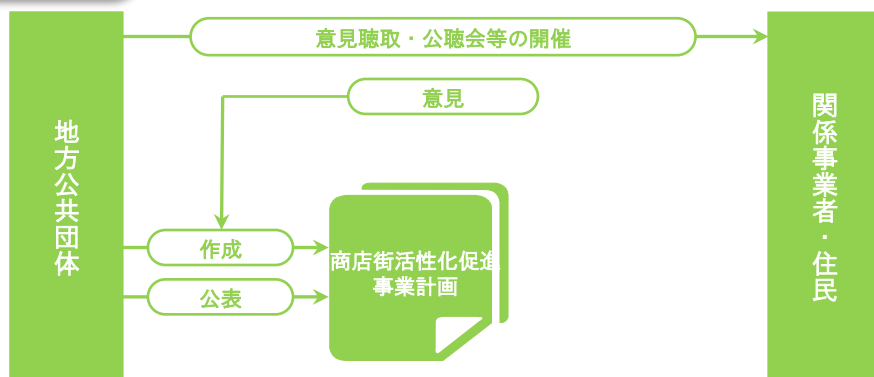
- ・ 空き店舗：増加傾向にあるものの、貸し手と借り手のマッチングができていない。
- ・ 後継者不足：課題に感じているものの、対策を講じられていない商店街が多い。

➤ 課題解決に向けた取組

- ・ 古町地区商店街及び新潟古町まちづくり株式会社との連携により、事業開始希望者が、出店前から商店街と接点を持ち、商店街の担い手になる意欲のある出店者を支援する。
- ・ 地区の魅力を活かした新たなコンテンツの創造や、既存の地域資源を連携させた取組を支援する。
- ・ 放置状態の店舗兼住宅等の所有者に対して、必要な情報提供や要請等を実施することで、放置を予防する。

事業スキーム・フロー

※地域再生計画の認定を受けることが必要



5 地方公共団体等の行う多世代型のまちの形成を支援

地域住宅団地再生事業に基づく特例等

キーワード

- ・住宅団地
- ・廃校活用
- ・空き家活用

地域住宅団地再生事業とは、居住者の高齢化等の課題を抱える住宅団地について、市町村が中心となって、多様な主体と連携して地域一丸で、高齢者や女性を含めた多様な世代が安心して住み、働き、交流できる場として再生を目指す事業です。

支援内容・メリット

メリット

- (1)住宅団地に限定した区域の設定が可能
- (2)関係者全員が一堂に会することで総合的・一体的な施策の合意形成をスピーディーに
- (3)事業実施に当たって支援が受けられる
 - ・必要な個別の手続（同意、指定、届出等）が不要に（ワンストップ化）
 - ・許可が必要な場合、予見可能性が向上
 - ・必要なノウハウの提供などのソフト面の支援

具体的措置

- 建築物の整備方針に適合すれば特例許可を受けて用途地域で規制された用途の建築物を建築することが可能
- 団地再生に必要な用途地域変更等の都市計画の決定・変更等を本計画で実施
- 有料老人ホームを開設する場合の知事への事前届出が不要
- 介護事業者としての指定があったものとみなす（事業者の申請が不要）
- コミュニティバス導入や物流共同化等の事業計画について国交大臣の認定を得ることで個別の許認可・届出が不要
- OUR（都市再生機構）による市町村へのノウハウ提供

<R6新設>

- 建築物の整備方針に適合すれば学校の用途を変更した場合にも引き続き高さ制限の適用を除外
- 建築物の整備方針に適合すれば住宅の用途を変更した場合に住宅として適用されていた容積率の緩和措置を引き続き適用可能
- 本計画に基づく日用品に係る露店等の施設による都市公園の占用は原則として許可等

活用事例

神奈川県平塚市（平塚高村団地）

「用途地域の制限に係る許可の特例の活用」

●事業の内容

北街区において、第一種中高層住居専用地域では店舗等の床面積の合計が最大500㎡となるため、必要な建築物(店舗等及び多世代交流スペース)の整備にあたり用途制限の緩和を行う。

●事業に係る建築物の整備に関する基本的な方針

住宅団地の再生を図るために、若者・子育て世代のニーズに応じた多世代交流施設、生活利便性を向上するための商業・生活利便・サービス施設を整備することが求められ、1,500㎡程度の低層の複合用途の建築物の整備を促進する。また、整備にあたっては周辺の市街地環境に対して十分な配慮を行う。

「用途地域の制限に係る許可の特例」

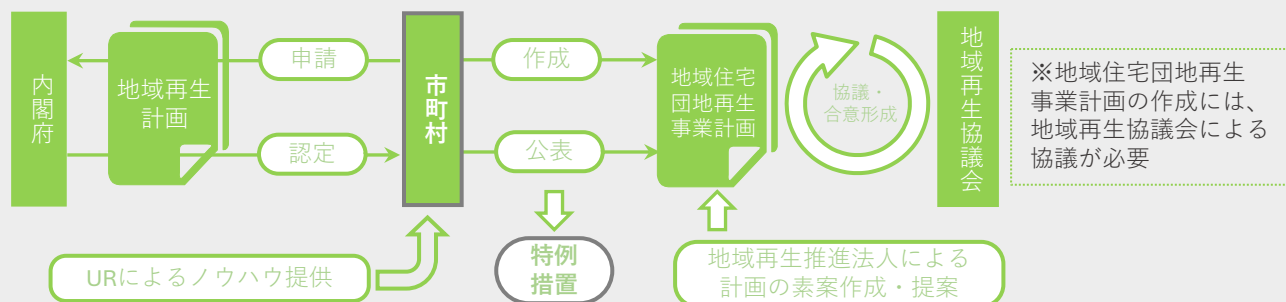
これらの事項に関し、国土交通大臣の同意を得て本事業計画を公表

特定行政庁は、本事業計画に定められた基本的方針に適合すると認める場合、許可できる。



平塚高村団地

事業スキーム・フロー



詳細はこちら <<https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/danchi/detail.html>>



トピック

～令和6年地域再生法改正について～

人口減少や少子高齢化が急激に進行する中、地域の活力の維持・再生を総合的かつ効果的に推進するため、官民共創を軸として、地域住宅団地再生事業の拡充や民間事業者の施設整備に関する地方債の特例の創設、地方拠点強化税制の対象拡充を図ることを内容として、令和6年に地域再生法の改正を行い、同年10月1日から完全施行されました。地域住宅団地再生事業の拡充のほか、デジタル田園都市国家構想交付金（現・地域未来交付金）に関する地方債の特例や、地方拠点強化税制の対象の拡充を措置しました。

地域再生法の一部を改正する法律

公布：令和6年4月19日
施行：1. 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日
（＝令和6年10月1日）
2. 3. 公布の日

趣旨

人口減少・少子高齢化が急速に進行する中、地域の活力の維持・再生を総合的かつ効果的に推進するため、官民共創を軸として、地域住宅団地再生事業の拡充や施設整備支援の充実を図る。

概要

1. 官民共創による住宅団地の再生

人口減少・少子高齢化、住宅・施設の老朽化、生活サービスの衰退、地域コミュニティの活力低下等の様々な課題が深刻化している住宅団地について、官民共創により再生を図るため、各種許認可等の手続をワンストップで行うことができる地域住宅団地再生事業を拡充し、
➤地域再生推進法人が、市町村に対し、地域住宅団地再生事業計画の作成等を提案できる仕組みを創設。

➤市町村が地域住宅団地再生事業計画を作成・公表した場合の措置として、住居専用地域における小規模店舗（コンビニエンスストア、コミュニティカフェ等）やコワーキングスペースなどの日常生活に必要な施設に係る用途規制の緩和等を追加。

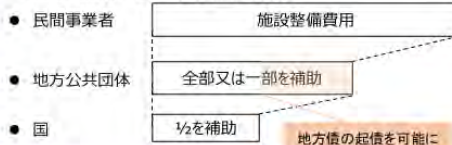


2. 民間事業者の施設整備に関する地方債の特例の創設

官民共創により、地方創生に資する施設整備を後押しするため、民間事業者が公共的施設等（※）の整備を行う場合についても、地方公共団体がデジタル田園都市国家構想交付金を活用し、補助する場合には、当該補助経費の地方負担分を地方債の起債対象とする。

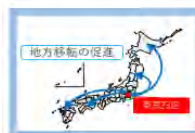
※地方自治法第244条第1項に規定する「公の施設」に位置付けることが必要

<間接補助スキーム>（R4補正から導入）



3. 企業の地方移転を促進する地方拠点強化税制の対象拡大

課税の特例等により企業の地方への移転等を促進する「地方活力向上地域等特定業務施設整備事業」の範囲を拡充し、事務所、研究所等の特定業務施設の整備と併せて子育て施設等を整備する事業も含むこととする。



目標

- ・住宅団地再生を含む地方創生に資する官民共創型のプロジェクトを位置付けた地域再生計画の認定件数を施行後5年で約100件とする
- ・地方拠点強化税制等による雇用創出数を2027年度までに累計4万人とする

※2024年2月末までに約2万9千人を達成

関連する
他の支援措置・施策

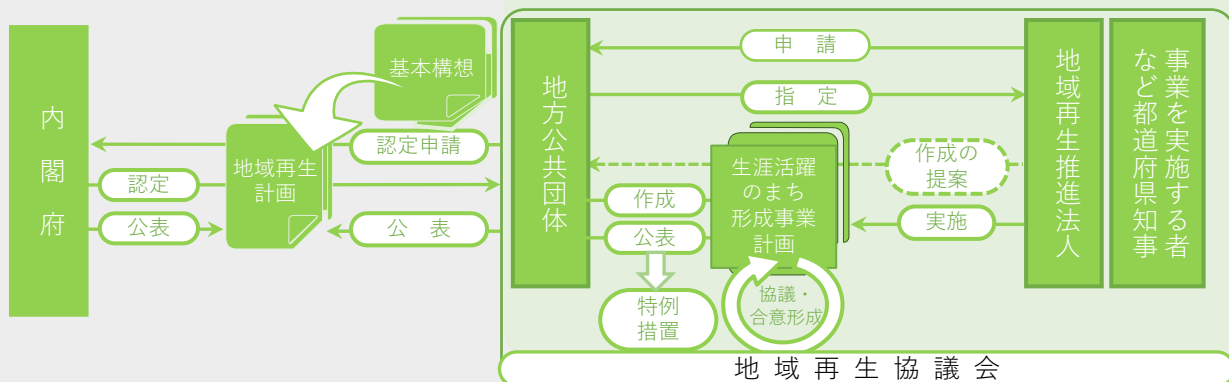
- ・地域未来交付金（地域未来推進型）（内閣府）→P.5参照
- ・地方拠点強化税制（内閣府）→P.11参照

生涯活躍のまち形成事業計画に基づく特例

「生涯活躍のまち」とは、小規模であっても年齢や障がいの有無を問わず様々な人々が集い、それぞれが持つ能力を希望に応じて発揮し、生きがいを持って暮らすことができる場（小規模・地域共生ホーム型 CCRC）の整備を進め、全世代・全員活躍型の「ごちゃまぜ」のコミュニティづくりを目指すものです。

事業スキーム・フロー

- ① 地域の関係事業者等と協力し、地域の強みや特性を活かした基本構想を地方公共団体が独自に策定
- ② 同構想の内容を踏まえ、「地域再生計画」を作成し、内閣総理大臣への認定申請
- ③ 認定を受けた地域再生計画に記載されている「生涯活躍のまち形成事業」の実施に関する計画である「生涯活躍のまち形成事業計画」を作成・公表



※ 地方公共団体が、地域の関係事業者等と協力し、独自に作成する基本構想を踏まえた地域再生計画の認定を受けることが必要

「生涯活躍のまち形成事業計画」の記載事項

- ① 中高年齢者の就業、生涯にわたる学習活動への参加、その他の社会的活動への参加の推進のための施策
【労働者の募集を行う事業協同組合等に関する事項】
- ② 高齢者に適した住宅の整備のための施策
【有料老人ホームの設置者に関する事項】
- ③ 介護サービスの提供体制の確保のための施策
【介護サービス提供事業者に関する事項】
- ④ 移住希望者の来訪・滞在の促進のための施策
【お試し居住を行う事業者に関する事項】

厚労大臣の同意
公表

公表

知事の同意
公表

知事の同意
公表

特例措置

- ① 職業安定法の特例
【厚労大臣の許可・届出不要】
- ② 老人福祉法の特例
【知事への事前届出不要】
- ③ 介護保険法の特例
【介護事業者の指定があったとみなす】
- ④ 旅館業法の特例
【旅館業の許可があったとみなす】

関連する他の支援措置・施策

生涯活躍のまち形成事業計画において、国土交通大臣・厚生労働大臣が定める基準に従い、生涯活躍のまち形成地域の区域内のサービス付き高齢者向け住宅の入居者要件を定めた場合、当該要件に該当する者も入居対象者としてします。

国土交通大臣・厚生労働大臣が定める基準

- ① 認定市町村の区域内の60歳以上の者や要介護認定・要支援認定を受けている者の人口の現状及び将来の見通し、サービス付き高齢者向け住宅事業の実態等を考慮して定めること。
- ② バリアフリー化や状況把握サービス・生活相談サービスの提供等が義務付けられた住宅への入居が望ましいと認められる者を具体的な要件として定めること（例えば、健康な若年齢者など、当該住宅への入居を明らかに必要としない者の入居を許容する要件設定は行ってはならない）。

● 支援に関わる必要な手続き

- ① 生涯活躍のまち形成事業計画において、入居者要件を記載することが必要です。
- ② 指定都市・中核市以外の市町村においては、協議会の場等において、認定市町村と都道府県とで、入居者要件のほか、実際の入居者の当該要件への適合性に係る指導監督の方法についても、協議を行う必要があります。

（参考）現行規定による入居対象者

- 60歳以上の者や要介護認定・要支援認定を受けている者
- 上記の者と同居する配偶者等

6 その他の支援

補助対象施設の有効活用

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条において、補助事業者等は、補助事業等により取得した財産等を、各省各庁の長の承認を受けずに転用してはならないとされていますが、地域再生計画の認定を受けたことをもって、同条に規定する各省各庁の長の承認を受けたものとして取り扱われ、転用が認められます。

キーワード

- ・ 空き家、施設、土地等の活用
- ・ 財産処分

支援内容・メリット

- 内閣府がワンストップ窓口となることで、地方公共団体の**手続に係る負担を軽減**できます。
- 法律上3ヶ月以内で計画認定に関する処分を行うこととされているため、**手続処理の迅速化**が図れます。
- 公共施設を転用する事業を実施する場合は、地域再生計画に基づく**リニューアル債の支援措置を併せて活用**することで、より高い効果を見込むことができます。

活用事例

公立学校施設の財産処分手続きの弾力化の例



- 補助金で整備された**公立学校施設（廃校等）**について、
 - ・ スポーツ、研究機関としての機能等を担う**拠点施設への転用**を行った例
 - ・ 学校法人に**無償貸与**し、専門学校の開学や当該専門学校と連携した事業等を実施した例 等

公営住宅における目的外使用承認の柔軟化の例

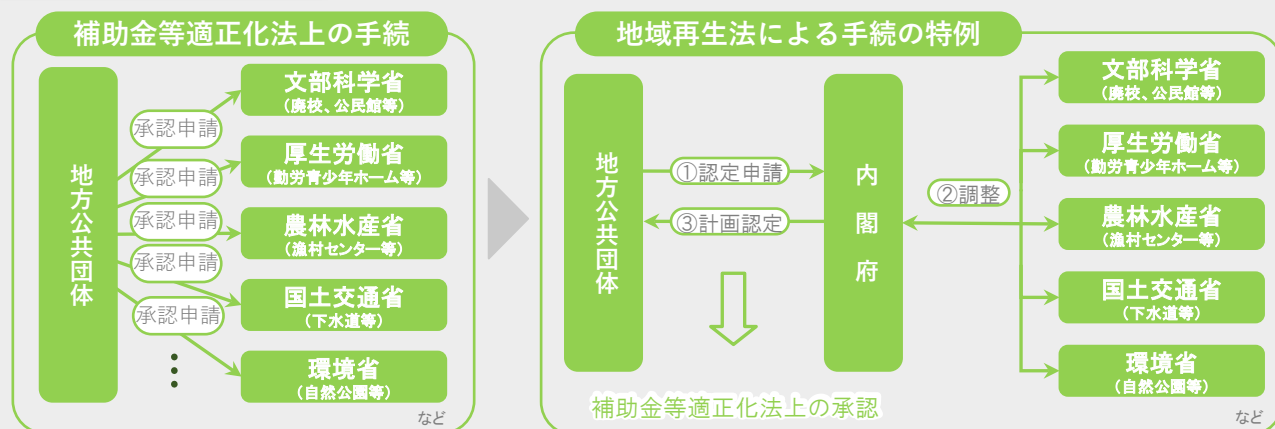


- **公営住宅の空き住戸を目的外使用**し、移住促進のための**拠点として整備**した例

※ 現在活用されていない支援措置も含む。

事業スキーム・フロー

※地域再生計画の認定を受けることが必要



関連する
他の支援措置・施策

- ・ 公共施設を転用する事業へのリニューアル債の措置（総務省）
→P.23参照



地域再生を後押しする仕組み

地域再生協議会

地域再生を推進するに当たっては、地方公共団体の他、地域の様々な関係者が連携して取り組むことが重要です。そこで、これらの関係者が連携して地域の再生を推進できるようにするため、地方公共団体が地域再生の推進について関係者と協議する“地域再生協議会”が地域再生法で位置付けられています。



地域再生協議会の構成員

構成員

- ① 地方公共団体
- ② 地域再生推進法人
- ③ 地域再生計画の事業を実施する者 等

その他、構成員として追加できる者

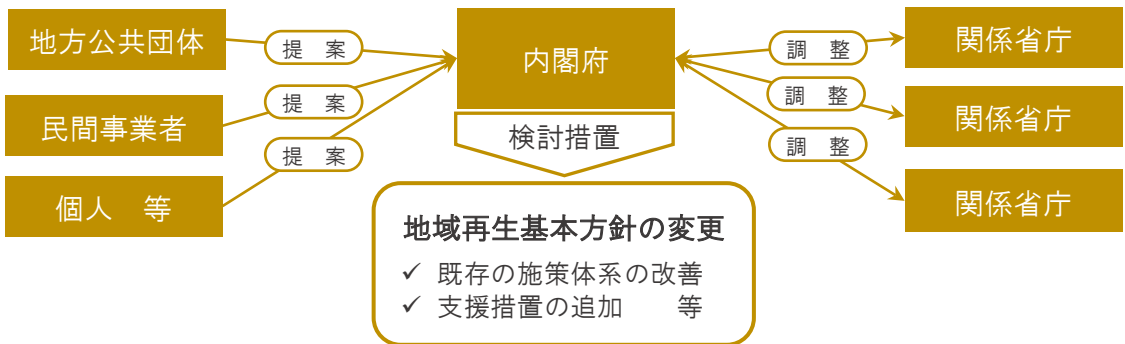
- ① 地域再生計画に密接な関係を有する者
- ② その他地方公共団体が必要と認める者

詳細はこちら <<https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/kyougikai.html>>



新たな支援措置の提案

内閣府では、地域再生の推進に資する税制・財政・金融上の支援措置等地域再生の推進のために政府が講ずべき新たな措置について、地方公共団体、民間事業者及び個人等からの提案を募集しています。提案は原則として年1回受け付けており、また、地域再生計画の認定申請をしようとしている地方公共団体からは随時受け付けています。



詳細はこちら <https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/boshu_list.html>



地域再生推進法人

地域再生制度では、地方公共団体の補完的な立場で地域再生の推進に取り組む組織としてNPO等の非営利法人又は地域再生の推進を図る活動を行うことを目的とする会社を地域再生推進法人として指定することができます。

法人の指定を受けるメリット

- 地域再生事業の担い手として、公的位置付けが付与される。
- 地域再生計画に記載された事業に活用する土地の取得を行う際、公有地の拡大の推進に関する法律第4条第1項の規定による届出義務が免除される。
- 地方公共団体に対して地域再生協議会を組織するよう要請することができる。

地域再生推進法人の指定

- 営利を目的としない法人
- 地域再生の推進を図る活動を行うことを目的とする会社

地方公共団体
② 審査 (④ 監督)

① 申請 ③ 指定

地域再生推進法人

- A) 地域再生事業者への情報提供等
- B) 地域再生事業の実施・参加
- C) 地域再生事業のための土地取得等
- D) 地域再生の推進に関する調査研究
- E) 生涯活躍のまち形成事業計画の作成又は変更の提案 等

詳細はこちら <<https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/houjin.html>>



職員の派遣

地方公共団体が地域再生計画の作成若しくは変更又は地域再生を図るために行う事業の実施準備若しくは実施のため必要があるときは、内閣府の予算を活用して内閣府職員の派遣や、関係行政機関の職員の派遣のあっせんを求めることができます。

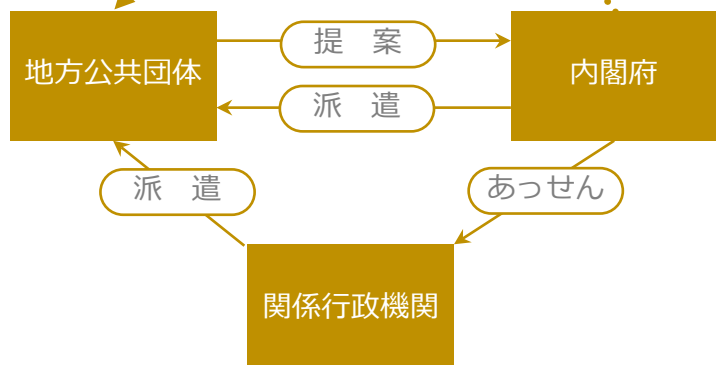
要請内容

- 地域再生計画の作成・変更
- 地域再生を図るために行う事業の実施準備・実施



- 地域再生計画によって実施しようとする事業の概要
- 地域再生を図るために行う事業の構想

地域再生に資する
取組をサポート



Ⅳ 地域再生計画と連動する施策一覧

支援策		関係省庁
★地域未来交付金（地域未来推進型）（P.5）に関連する施策		
○地域未来交付金（地域未来推進型） 地方の大きな伸び代と地域特性を最大限に活かし、地場産業の付加価値向上等を通じて、地方の暮らしの安定の実現に向けて行われる、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づいた地域の独自の事業（まち・ひと・しごと創生交付金の交付を受けて実施されるものを除く。）に取り組むため、都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略又は市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略に定められた事業の実施を図る場合は、予算の範囲内で、交付金を交付する。		内閣府 農林水産省 国土交通省 環境省
★企業版ふるさと納税（P.7）に関連する施策		
○地方創生応援税制（まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係る課税の特例） 認定地域再生計画に記載されている、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行う法人に対して、課税の特例措置を講ずる。		内閣府
○地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース） 認定地域再生計画に記載されているまち・ひと・しごと創生寄附活用事業（地域における安定的な雇用機会の増大を図る事業に限る。）に関連する寄附を行い、当該事業が実施される地方公共団体の区域内に事業所を設置・整備の上、地域求職者を継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対して、一定額を助成する。		厚生労働省
★「小さな拠点」の形成支援（P.8）に関連する施策		
○小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する投資促進税制 小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する投資について、広く民間から志ある資金を集めるための税制上の優遇措置を講ずることにより、対象事業の充実を図る。		内閣府
○地域再生土地利用計画に基づく法律上の特別の措置 市町村が、認定地域再生計画に記載された ①基幹集落に生活サービス機能を集め、周辺集落と交通ネットワーク等で結ぶ「小さな拠点」の形成に関する事項 ②農用地等の保全及び利用に関する事項 について、協議会での協議を経て地域再生土地利用計画を作成し、都道府県知事の同意を得たときは、当該計画に基づく施設整備について農地転用許可、農用地区域の変更基準、開発許可等の特例措置を講ずる。		内閣府 農林水産省 国土交通省
○自家用有償旅客運送者による貨物の運送の特例 基幹となる集落に機能・サービスを集約し、周辺集落とのネットワークを持つ「小さな拠点」を形成する場合に、持続可能な地域公共交通の形成及び物資の流通の確保に資するため、市町村が地域再生計画を作成し認定を受けた場合に、自家用有償旅客運送者による少量貨物の運送を可能とする。		国土交通省
○地域農林水産業振興施設を整備する事業に係る農地転用等の許可等の特例 農林水産業の6次産業化に資する施設の整備が図られるよう、地域農林水産業振興施設を整備する事業を定めた地域再生計画について内閣総理大臣の認定を受けた市町村が、協議会での協議を経て地域農林水産業振興施設整備計画を作成し、都道府県知事の同意を得たときは、当該計画に基づく施設整備について、農地転用許可、農用地区域の変更基準等の特例措置を講ずることとする。		農林水産省
○過疎地域持続的発展支援交付金 過疎地域の持続的発展に必要な人材育成事業、ICT等技術活用事業等を支援する過疎地域持続的発展支援事業、過疎地域の集落再編を図るための過疎地域集落再編整備事業、過疎地域にある遊休施設を再活用して地域間交流及び地域振興を図るための施設の整備を行う過疎地域遊休施設再整備事業及び集落の継続的な維持・活性化を図るための過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業について、その経費の全部又は一部を交付する。		総務省
○農山漁村振興交付金 少子高齢化・人口減少が進む農山漁村において、多様な人材が農村に関わる機会を創出するとともに、農山漁村の多様な地域資源を活用して所得の向上と雇用の創出を図る「里業」の推進等の取組や農村に人が住み続けるための条件整備など農村振興施策を総合的に推進することにより、地域社会の維持、活性化を後押しする。当該施策が地域再生計画に位置付けられている場合、公募・選定等に当たり配慮する。		農林水産省
★「農地付き空き家」等を活用した農村地域等への移住の促進（P.10）に関連する施策		
○既存住宅活用農村地域等移住促進事業計画に基づく特例 認定市町村が、認定地域再生計画に記載された既存住宅活用農村地域等移住促進事業について、協議会での協議を経て既存住宅活用農村地域等移住促進事業計画を作成し、公表したときは、都道府県知事等が農村地域等移住促進区域内における農村地域等移住者による既存住宅の取得等の促進が図られるよう適切な配慮をする措置を講ずる。		内閣府 農林水産省 国土交通省

支援策	関係省庁
★地方で本社機能を有する拠点の強化を行う事業者に対する特例（P.11）に関連する施策	
〇地方における本社機能を有する拠点の強化を行う事業者に対する特例 地方において本社機能を有する拠点の強化を行う地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定事業者等に対して、債務保証、課税の特例及び減収補てんの特例措置を講ずる。	内閣府 総務省 厚生労働省 経済産業省
★利子補給制度（金融支援）（P.12）に関連する施策	
〇ふるさと融資の限度額拡大 地方公共団体が（一財）地域総合整備財団の支援を得て、地域振興に資する民間事業活動等を対象として行うふるさと融資について、「地域再生支援利子補給金」又は「特定地域再生支援利子補給金」の支援措置を活用した地域再生計画の認定を受けた地域に対しては、一般の地域よりも有利な融資限度額を適用する。	総務省
★地域再生エリアマネジメント負担金制度（P.13）に関連する施策	
〇地域来訪者等利便増進活動計画に基づく特例 認定市町村が、認定市町村の議会の議決及び公園管理者の同意を得た上で、地域来訪者等利便増進活動計画を認定したときは、認定地域来訪者等利便増進活動実施団体に、都市公園の占用に関する特例措置を講ずる。（※併せて、地域再生計画及び地域来訪者等利便増進活動計画に、地域来訪者等利便増進活動により受けると見込まれる利益の限度において、受益事業者から負担金を徴収し、これを地域来訪者等利便増進活動実施団体に、交付金として交付する措置の内容について記載する必要がある。）	内閣府 国土交通省
★PFI推進機構による公的不動産活用コンサルティング支援（P.13）に関連する施策	
〇株式会社民間資金等活用事業推進機構の業務の特例 認定地方公共団体が認定地域再生計画に基づき民間資金等活用公共施設等整備事業を行う場合において、株式会社民間資金等活用事業推進機構が、当該認定地方公共団体の依頼に応じて、当該認定地方公共団体に対する専門家の派遣、助言等の業務を営むことができることとする。	内閣府
★商店街活性化促進事業計画に基づく措置（P.14）に関連する施策	
〇商店街活性化促進事業計画に基づく法律上の特別の措置 認定市町村が、認定地域再生計画に記載された商店街活性化促進事業計画を作成したときは、商店街振興組合の設立要件の緩和、中小企業への資金調達面での支援等の特例措置を講ずる。	内閣府 経済産業省
★地域住宅団地再生事業に基づく特例等（P.15-16）に関連する施策	
〇地域住宅団地再生事業計画に基づく特例 認定市町村が、認定地域再生計画に記載された地域住宅団地再生事業について、協議会での協議を経て地域住宅団地再生事業計画を作成し、国土交通大臣等の同意を得て公表したときは、当該地域住宅団地再生事業計画に記載された建築物の整備方針に適合することをもって用途地域の制限に係る許可が可能となる等の特例措置を講ずる。	内閣府 厚生労働省 国土交通省
〇住宅市街地総合整備事業（住宅団地ストック活用型） 居住者の高齢化等により多様な世代の暮らしの場として課題が生じている住宅団地について、地域のまちづくり活動、既存ストックを活用した高齢者・子育て世帯の生活支援施設等の整備等に対して支援する。	国土交通省
〇住宅市街地総合整備事業（住宅団地再生推進モデル事業） 高齢化等の課題を抱える住宅団地を再生し、将来にわたって持続可能なまちの形成を推進するため、地域住民による持続可能な団地再生の取組手法を確立することを目的として、民間事業者等によるモデル的な団地再生の取組に対して支援する。	国土交通省
★生涯活躍のまち形成事業計画に基づく特例（P.17）に関連する施策	
〇生涯活躍のまち形成事業計画に基づく特例 認定市町村が、認定地域再生計画に記載された「生涯活躍のまち」形成事業について、協議会での協議を経て生涯活躍のまち形成事業計画を作成し、都道府県知事等の同意を得たときは、事業の実施に必要な介護事業者の指定等、事業者による手続の簡素化の特例措置を講ずる。	内閣府 厚生労働省
〇生涯活躍のまち形成事業計画によるサービス付き高齢者向け住宅の入居者要件の設定 認定地域再生計画に記載された「生涯活躍のまち」形成事業の実施に当たり、認定市町村が作成する生涯活躍のまち形成事業計画において、国土交通大臣・厚生労働大臣が定める基準に従い、サービス付き高齢者向け住宅の入居者についての要件を定めた場合、当該要件に該当する者も入居対象とする。	国土交通省 厚生労働省

IV 地域再生計画と連動する施策一覧

支援策	関係省庁
★補助対象施設の有効活用（P.18）に関連する施策	
○補助対象施設の有効活用 補助対象財産を有効に活用した地域再生を支援するため、社会経済情勢の変化等に伴い需要の著しく減少している補助対象財産の転用を弾力的に認めるとともに、手続を簡素合理化することとし、法第18条により、認定地域再生計画に基づき、補助対象財産を補助金等の交付の目的以外の目的に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する場合においては、地域再生計画の認定を受けたことをもって、補助金等適正化法第22条に規定する各省各庁の長の承認を受けたものとして取り扱い、転用を認めることとする。用途や譲渡先について差別的な取り扱いをしないこと及び国庫納付を求めないこととする。	全府省庁
○公共施設を転用する事業へのリニューアル債の措置 既存の公共施設を地域活性化事業が目的とする地域の活性化を図るための施設に転用するための増改築等のリニューアル事業で、認定地域再生計画に位置付けられた場合には、地域活性化事業債の対象とする。	総務省
★その他の施策①～公共施設・公有地等の有効活用関連施策～	
○特定地域再生事業に係る地方債の特例 施設の統廃合等により不要となった公共施設又は公用施設については、老朽化等による危険性の増大や一定の維持管理コストの発生が見込まれるため、特定政策課題の解決に資する当該施設の除却について、支援措置を講ずる。	内閣府 総務省
○公有地の拡大の推進に関する法律による先買いに係る土地を供することができる用途の範囲の拡大 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に基づく先買い制度により取得された土地を供することができる事業の対象に、当該土地が取得後10年を経過している等の要件を満たす場合に限り、認定地域再生計画に記載された事業を追加する。	総務省 国土交通省
★その他の施策②～伴走支援～	
○地域再生支援のための「特定地域プロジェクトチーム」の編成 地方公共団体、地元経済界、国の地方支分部局等の横断的な議論の場（共通プラットフォーム）を活用し、必要に応じて、国の出先事務所・支局等も活用しつつ、地方支分部局の担当課長等からなる「特定地域プロジェクトチーム」を編成し、市町村と一体となって具体のプロジェクトの実現を支援する。	国土交通省 内閣府 総務省 財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 環境省

支援策	関係省庁
★その他の施策③～各個別分野の支援～	
○外国人研究者等に対する永住許可弾力化事業 質の高い研究開発の推進や当該研究開発の成果を実用化した新規事業の創出等に取り組む地域における、特定の研究機関等で研究等を行う外国人研究者、情報処理技術者であって、我が国への貢献が認められる者については、永住許可要件（在留実績期間）の緩和を行うこととする。地域再生計画の認定を支援の要件とする。	法務省
○外国人研究者等に対する入国申請手続に係る優先処理事業 質の高い研究開発の推進や当該研究開発の成果を実用化した新規事業の創出等に取り組む地域における、特定の研究機関等で研究等を行う外国人研究者、情報処理技術者については、入国・在留諸申請の優先処理を行うこととする。地域再生計画の認定を支援の要件とする。	法務省
○地域雇用活性化推進事業 雇用機会が不足している地域や過疎化が進んでいる地域等の市町村、経済団体等から構成される協議会が地域の特性を生かして提案する「魅力ある雇用」や「それを担う人材」の維持・確保を図るための創意工夫ある取組について、コンテスト方式により選抜・委託した上で実施する。 当該取組が地域再生計画に位置付けられている場合、選定に当たって一定程度配慮する。	厚生労働省
○地域若者サポートステーション事業 若年無業者等の若者が充実した職業生活を送り、我が国の将来を支える人材となるよう、地域若者サポートステーション(以下、「サポステ」という。)事業として、NPO等を活用し、全国において以下の支援を実施する。 ・職業的自立に向けての専門的相談支援 ・サポステの支援を受けて就職した者等に対する就労後の定着・ステップアップ支援 ・合宿を含む集中的な訓練	厚生労働省
○経営体育成総合支援事業 漁業・漁村を支える人材の確保・育成を図るため、漁業への就業前の者への資金の交付、漁業現場での長期研修を通じた就業・定着の促進、海技士免許等の資格取得及び漁業者の経営能力の向上等を支援する。	農林水産省
○オープンイノベーション研究・実用化推進事業 国の重要政策の推進や現場課題の解決に資する研究成果を創出し、社会実装を加速するため、産学官が連携して取り組む基礎研究及び実用化研究を支援する提案公募型研究事業。 地域再生計画において本事業に対する支援措置要望の記載がある研究課題については、採択に当たって一定程度配慮する。	農林水産省
○中小企業活性化協議会、整理回収機構等の連携 地域経済の動向に甚大な影響を与えるといった事態の発生に伴い、地域企業に対する再生支援を含む各種施策を集中・連携して実施するため、地域再生計画の認定を踏まえ、当該地域の地方公共団体において中小企業活性化協議会、整理回収機構等関係機関を含む連絡調整組織を整備するとともに、当該地方公共団体からの要請に応じ、企業再生実務に関する説明会に対し、同協議会等が連携して専門家を派遣する等、集中的に支援を行う。	経済産業省 金融庁
○地域再生等に資する実用化技術の研究開発助成 地域の諸課題(社会インフラの老朽化、少子高齢化、気候変動に伴う災害など)の解決に資するための研究開発のテーマを国が示し、そのテーマに対し、民間企業や大学等の研究開発提案を公募し、より効果的・効率的な研究開発に対し助成を行う競争的資金制度。産学官の連携等により、地域が抱える建設技術に関する課題解決に対して先駆的に行う研究開発であり、かつ、他地域への応用性のある建設技術の研究開発課題を対象に公募を実施。地域再生計画に位置づけられたものについて配慮する。	国土交通省
○地域公共交通確保維持改善事業 地方バス路線、離島航路・航空路などの生活交通の維持・確保を図るため、官民、交通事業者間、医療機関等の他分野との共創やMaaSのさらなる高度化を推進するプロジェクトとともに、バリアフリー化や地域鉄道の安全性向上に資する設備の整備など、快適で安全な公共交通の構築に向けた取組を支援する。	国土交通省
○地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業 地方公共団体等による、公共施設等への太陽光発電設備等の導入計画策定、主体ごとの役割を踏まえた脱炭素施策の検討・実施、促進区域等の設定に向けたゾーニング、地域共生型の再エネ事業創出のための理解醸成、地域脱炭素実現に向けた地域中核人材の活用・育成・連携等に対する支援を行う。併せて、地域脱炭素施策に関する課題解決や横展開に向けた検討を行う。	環境省

都道府県担当部局問合せ先一覧

令和8年5月1日時点

都道府県	担当部署	電話番号
北海道	総合政策部地域創生局地域政策課	011-204-5795
青森県	総合政策部総合政策課 交通・地域社会部地域づくり政策課	017-722-1111
岩手県	ふるさと振興部地域振興室	019-629-5183
宮城県	企画部地域振興課	022-211-2425
秋田県	人口戦略部人口戦略課	018-860-1232
山形県	みらい企画創造部移住定住・地域活力拡大課	023-630-2488
福島県	企画調整部地域振興課	024-521-7102
茨城県	政策企画部計画推進課	029-301-2072
栃木県	総合政策部人口未来課	028-623-2257
群馬県	知事戦略部戦略企画課 企画財政部行政・デジタル改革課	027-226-2405 048-830-2129
埼玉県	企画財政部地域政策課	048-830-2771
千葉県	総合企画部産業拠点整備戦略課	043-223-2393
東京都	政策企画局計画調整部計画調整課 総務局行政部管理課	03-5321-1111
神奈川県	政策局自治振興部地域政策課	045-210-3275
新潟県	知事政策局地域政策課	025-280-5096
富山県	知事政策局政策推進室人口未来課	076-444-4069
石川県	企画振興部地域振興課	076-225-1323
福井県	未来創造部未来戦略課 総務部市町協働課	0776-21-1111
山梨県	人口減少危機対策本部事務局人口減少危機対策課	055-223-1841
長野県	企画振興部地域振興課	026-235-7021
岐阜県	総合企画部総合政策課	058-272-1840
静岡県	企画部知事政策課 総務部地域振興課	054-221-3769 054-221-2057
愛知県	政策企画局企画調整部地方創生課	052-954-7528
三重県	政策企画部企画課	059-224-2025
滋賀県	総務部市町振興課	077-528-3231
京都府	総合政策環境部総合政策室 総合政策環境部地域政策室	075-414-4341
大阪府	政策企画部企画室推進課	06-6944-6205
兵庫県	企画部地域振興課	078-341-7711
奈良県	総務部知事公室政策推進課	0742-27-8472
和歌山県	企画部企画政策局企画課	073-441-2337
鳥取県	令和の改新戦略本部政策戦略局政策企画課	0857-26-7651
島根県	地域振興部しまね暮らし推進課	0852-22-6234
岡山県	総合政策局地方創生推進室 地域政策局市町行財政課	086-226-7086 082-513-2614
広島県	総務局経営企画チーム	082-513-2396
山口県	総合企画部中山間・地域振興課	083-933-2549
徳島県	企画総務部市町村課地域創生室	088-621-2360
香川県	政策部政策課	087-832-3126
愛媛県	企画振興部地域未来創生局地域政策課	089-912-2235
高知県	総合企画部中山間地域対策課	088-823-9622
福岡県	市町村・地域振興部市町村政策支援課	092-643-3176
佐賀県	政策部さが政策推進チーム 地域交流部さが創生推進課	0952-25-7541 0952-25-7376
長崎県	企画部政策企画課 地域振興部地域づくり推進課	095-895-2034 095-895-2245
熊本県	企画振興部地域振興・世界遺産推進局地域振興課	096-333-2137
大分県	企画振興部おおいた創生推進課	097-506-2035
宮崎県	総合政策部総合政策課 総合政策部中山間・地域政策課	0985-26-7115 0985-26-7035
鹿児島県	総合政策部総合政策課	099-286-2636
沖縄県	企画部企画調整課 企画部地域・離島課	098-866-2026 098-866-2370



内閣府地方創生推進事務局

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-39 永田町合同庁舎 6 階

TEL 03-5510-2474 FAX 03-3591-1974

URL <https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/>

令和8年8月版